

男女 同同 賃賃 金金 に な ら ば

働く女性には
男の労働者には
使用者には
家庭の主婦には

生活程度がたかくなります
安い婦人労働賃金をひきさげる心配がなくなります
正しい労働条件が生産をひきあげます
以上のことから、女と男のどちらか家庭計をになつても同じようにくらしがうくなります

労働省婦人少年局

38 [ポスター] 男女同一労働統一賃金

昭和 24 年 (1949)

男女労働同一賃金とは、男にも女にも差別なく、仕事に応じて同じ割合で給料を支払うことです。

昭和 22 (1947) 年に制定された労働基準法第 4 条にこのことが明記されました。

労働基準法第 4 条

「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱をしてはならない。」

群馬県行政文書「[宣伝印刷物関係綴]」(A0384A0G 1979)